

令和2年第6回

美幌町農業委員会総会議事録

令和2年9月25日 1日間 第全号

美 幌 町 農 業 委 員 会

1. 開催日時 令和2年9月25日(金) 午後1時30分から午後2時18分

2. 開催場所 美幌町議会議事堂

3. 出席委員は次のとおりである。(19人)

1番	日 並 一 三 君		2番	齋 藤 一 男 君
3番	梅 津 幸 一 君	農地部会長	4番	寺 本 恵 二 君
5番	安 藤 良 司 君		6番	高 崎 利 彦 君
7番	山 岸 洋 文 君		8番	武 田 透 君
9番	中 川 誓 子 君	農地副部会長	10番	小 林 寿 美 君
11番	重 清 幸 良 君	振興部会長	12番	小 泉 豊 和 君
13番	石 田 力 司 君	振興副部会長	15番	中 村 寿 恵 子 君
16番	佃 徹 君		17番	田 村 秀 司 君
18番	木 村 勝 彦 君		19番	鎌 仲 照 幸 君
会 長	20番	千 葉 正 美 君		

4. 農業委員会事務局職員は次のとおりである。(4人)

事務局長	佐々木 鑑 仁 君	総務担当主査	矢 野 豊 君
総務担当	荒 木 翔 君	臨時筆生	寺 田 裕 子 君

議事日程

令和2年第6回 美幌町農業委員会総会
令和2年9月25日 午後1時30分開会

- | | |
|--------------|---|
| 日程第1 | 議事録署名委員及び総会書記の指名について |
| 日程第2 | 諸般の報告について |
| 日程第3 | 会期の決定について |
| 日程第4 | 会務報告について |
| 日程第5 報告第9号 | 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の要件確認結果の報告について |
| 日程第6 報告第10号 | 地目変更登記に係る照会に対する調査結果報告について |
| 日程第7 議案第21号 | 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（案）の決定について |
| 日程第8 議案第22号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 日程第9 議案第23号 | 農地転用事業計画に係る変更承認申請について |
| 日程第10 議案第24号 | 現況証明願について |
| 日程第11 議案第25号 | 農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地の買入協要請について |

(ブザー)

議 長	ご苦労様です。
事務局長	本日の出席委員は19名でございます。定足数に達しており総会は成立しておりますので只今より令和2年第6回美幌町農業委員会総会を開会致します。議長につきましては美幌町農業委員会総会会議規則第10条の規定により会長が務めることとなっておりますので議事進行につきましては千葉会長にお願い致します。
議 長	これより、議事に入ります。
議 長	日程第1、「議事録署名委員及び総会書記の指名について」。議事録署名委員は総会会議規則第21条の規定により議長において指名致します。議事録署名委員は議席番号11番重清委員、同じく議席番号12番小泉委員を指名致します。なお、本日の総会書記には事務局職員の矢野総務担当主査と荒木総務担当を指名致します。
議 長	日程第2、「諸般の報告について」は事務局長より報告させます。
事務局長	諸般の報告を申し上げます。本日の会議に付議されます案件はお手元に配布しております議事日程のとおり報告2件、議案5件となっております。朗読につきましては省略させていただきます。なお、議席番号14番日並洋委員、本日欠席の旨、届け出がありました。以上で諸般の報告を終わります。
議 長	日程第3、「会期の決定について」は付議、案件数から見て本日1日間と致したいと思いますがご異議ございませんか。 (「異議なし」の声)
議 長	ご異議なしと認め、会期は本日1日間と決定を致します。
議 長	日程第4、「会務報告について」は議案2ページに記載のとおりであります。以上で会務報告を終わります。
議 長	何かご質問はございませんか。 (「なし」の声)
議 長	ないようですので「会務報告について」は承認することに決定を致します。
議 長	日程第5、報告第9号「農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の要件確認結果の報告について」を議題と致します。
総務担当主査	今月の農地法第6条第1項に基づく定期報告につきましては議案3ページの2法人でございます。 内容番号25号 ○○番地 ○○さん。内容番号26号 ○○番地 ○○さん。以上の法人につきましては形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件の全てを満たすものと確認いたしましたので報告致します。以上よろしくお願ひ致します。

議 長	<p>ご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、報告第9号「農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の要件確認結果の報告について」は承認することに決定を致します。</p>
議 長	<p>日程第6、報告第10号「地目変更登記に係る照会に対する調査結果報告について」を議題と致します。</p>
総務担当主査	<p>地目変更登記に係る照会に対する調査結果報告についてご説明致します。議案4ページ及び5ページをご覧願います。まず、議案4ページの標題の下にあります3行を読み上げさせていただきます。</p> <p>このことについて、下記のとおり照会があり「登記簿上の地目が農地である土地の農地以外への地目変更登記に係る登記官からの照会の取扱いについて」に基づき、別紙のとおり調査結果報告書を提出したので報告する。続いて、今読み上げました登記官からの照会の取扱いについてを補足説明させていただきます。</p> <p>まず、登記地目が農地である土地の地目を農地以外の地目に変更登記申請をする際は添付書類として、農業委員会が発行する転用許可証、又は非農地証明が必要になります。しかし、この添付書類がない地目変更登記申請が法務局にされた場合、法務局は農業委員会に転用許可の有無、又は非農地かどうかの照会を行い、農業委員会からの回答をもって地目変更登記を処理することとなっております。また、照会を受けた農業委員会はその照会があった日から2週間以内に回答しなければならず、この間に総会を開催できれば、審議してから回答するかたちになりますが日程的に難しい場合は回答は先に行い、報告事項として総会に付議することとなっております。以上が登記官からの照会の取扱いについての大まかな内容となっております。</p> <p>それでは申請の内容をご説明致します。申請人は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇番〇〇、登記地目は畑で面積は〇〇㎡、変更後の地目は宅地でございます。現地確認につきましては9月16日に日並一三委員、木村委員、安藤委員と事務局で確認を行い、議案5ページにありますとおり、転用許可を得る必要がない案件であること、原状回復命令を行わないことを調査結果として9月17日に法務局へ回答しておりますことをご報告させていただきます。以上ご説明いたしましたのでよろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>ご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、報告第10号「地目変更登記に係る照会に対する調査結果報告について」は承認することに決定を致します。</p>
議 長	<p>日程第7、議案第21号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定について」を議題と致します。</p> <p>内容番号8号。</p>
総務担当主査	<p>はじめに概要のご説明を致します。今月の案件は全13件で内容につきましては農業公社からの売渡が9件、農業公社への売渡が2件、再貸付が1件、農業公社からの貸付が1件となっております。</p> <p>内容番号8号についてご説明致します。参考資料は3ページをご覧願います。本件は農業公社からの売渡案件です。所有権の移転をする者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社、所有権の移転を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡、売買価格は議案記載のとおりで、所有権の移転</p>

時期は令和2年9月28日、代金の支払期限は令和2年11月25日、利用調整日は令和2年9月11日でございます。

以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願いします。

16 番

内容番号8号につきましては、只今事務局の説明のとおりです。

この案件は〇〇さんが農業公社に売買した農地を〇〇さんが5年間賃貸していますが、期間満了により売買するものです。〇〇さんは家族3人で小麦、甜菜、玉ねぎを作付けされ、意欲的に営農されておりますのでよろしく申し上げます。

議 長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号8号は適当と認めます。
内容番号9号。

総務担当主査

内容番号9号についてご説明致します。参考資料は4ページをご覧ください。本件も農業公社からの売渡案件です。所有権の移転をする者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社、所有権の移転を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡、売買価格は議案記載のとおりで、所有権の移転時期は令和2年9月28日、代金の支払期限は令和2年11月25日、利用調整日は令和2年9月11日でございます。

以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

16 番

内容番号9号につきましては只今事務局説明のとおりです。

この案件は〇〇さんが農業公社に売買した農地を〇〇さんが5年間賃貸していますが、期間満了により売買するものです。〇〇さんは家族4人で甜菜、玉ねぎを作付けされ、意欲的に営農されておりますのでよろしく申し上げます。

議 長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号9号は適当と認めます。
内容番号10号。

総務担当主査

内容番号10号についてご説明致します。参考資料は5ページをご覧ください。本件も農業公社からの売渡案件です。所有権の移転をする者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社、所有権の移転を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡、売買価格は議案記載のとおりで、所有権の移転時期は令和2年9月28日、代金の支払期限は令和2年11月25日、利用調整日は令和2年9月11日でございます。

以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

6 番

内容番号10号につきましては只今事務局説明のとおりです。

この案件は〇〇さんが農業公社に売買した農地を〇〇さんが5年間賃貸しておりますが、期間満了により売買するものです。〇〇さんは家族4人で畑作三品のほか、人参を作付けされ、意欲的に営農されておりますのでよろしく申し上げます。

議 長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号10号は適当と認めます。
内容番号11号から12号は関連がございますので一括上程致します。

総務担当主査

内容番号11号から12号について一括ご説明致します。参考資料は6ページをご覧願います。本件は先月の8月総会で買入協議要請を行った農業公社への売渡案件でございます。

所有権の移転を受ける者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社、売買価格は議案記載のとおりで、所有権の移転時期は令和2年9月28日、代金の支払期限は令和2年11月13日、利用調整日は令和2年9月9日でございます。内容番号11号についてご説明致します。所有権の移転をする者は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇番、面積は〇〇㎡でございます。続いて内容番号12号についてご説明致します。所有権の移転をする者は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡でございます。

以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

3 番

内容番号11号と12号につきましては只今事務局説明のとおりです。

この案件は〇〇さんと〇〇さんがそれぞれ所有する農地を処分するために農業公社に売買するものです。なお、この農地は〇〇の〇〇さんが借受する予定になっておりますのでよろしくお願い致します。

議 長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号11号から12号は適当と認めます。
内容番号13号。

総務担当主査

内容番号13号についてご説明致します。参考資料は7ページをご覧願います。本件は農業公社からの売渡案件です。所有権の移転をする者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社、所有権の移転を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡、売買価格は議案記載のとおりで、所有権の移転時期は令和2年9月28日、代金の支払期限は令和2年11月25日、利用調整日は令和2年9月11日でございます。

以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

3 番

内容番号13号につきましては只今事務局の説明のとおりです。

この案件は〇〇さんが農業公社に売買した農地を〇〇さんが10年間賃貸しています。期間満了により売買するものです。〇〇さんは家族2人で畑作三品を作付けされ、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願い致します。

議 長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号13号は適当と認めます。

内容番号14号。

総務担当

内容番号14号についてご説明致します。参考資料は8ページをご覧願います。本件は農業公社からの早期買入案件でございます。所有権の移転をする者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社、所有権の移転を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇、面積は〇〇㎡、売買価格は議案記載のとおりで、所有権の移転時期は令和2年9月28日、代金の支払期限は令和2年11月25日、利用調整日は令和2年9月11日でございます。

以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

17番

内容番号14号につきましては只今事務局説明のとおりです。

この案件は〇〇さんが農業公社に売買した農地を〇〇さんが農業公社から賃貸していますが、今回、早期買入をするものです。〇〇さんは家族3人で畑作三品のほか、玉ねぎを作付けされ、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願い致します。

議長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議長

ご異議なしと認め、内容番号14号は適当と認めます。
内容番号15号。

総務担当

内容番号15号についてご説明致します。参考資料は9ページをご覧願います。本件も農業公社からの売渡案件です。所有権の移転をする者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社、所有権の移転を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡、売買価格は議案記載のとおりで、所有権の移転時期は令和2年9月28日、代金の支払期限は令和2年11月25日、利用調整日は令和2年9月11日でございます。

以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

8番

内容番号15号につきましては只今事務局説明のとおりです。

この案件は〇〇さんが農業公社に売買をした農地を〇〇さんが5年間賃貸していますが、期間満了により売買するものです。〇〇さんは家族2人で畑作三品を作付けされ、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願い致します。

議長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議長

ご異議なしと認め、内容番号15号は適当と認めます。
内容番号16号。

総務担当

内容番号16号についてご説明致します。参考資料は10ページをご覧願います。本件も農業公社からの売渡案件です。所有権の移転をする者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社、所有権の移転を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇、面積は〇〇㎡、売買価格は議案記載のとおりで、所有権の移転時期は令和2年9月28日、代金の支払期限は令和2年11月25日、利用調整日は令和2年9月11日でございます。

以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお

願ひ致します。

8 番

内容番号16号につきましても只今事務局説明のとおりです。
この案件も〇〇さんが農業公社に売買した農地を〇〇さんが5年間賃貸していますが、期間満了により売買するものです。〇〇さんは家族3人で畑作三品のほか、人参を作付けされ、意欲的に営農されておりますのでよろしく願ひします。

議 長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号16号は適当と認めます。
内容番号17号。

総務担当

内容番号17号についてご説明致します。参考資料は11ページをご覧願ひします。本件も農業公社からの売渡案件です。所有権の移転をする者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社、所有権の移転を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡、売買価格は議案記載のとおりで、所有権の移転時期は令和2年9月28日、代金の支払期限は令和2年11月25日、利用調整日は令和2年9月11日でございます。

以上、計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんより願ひ致します。

8 番

内容番号17号につきましても只今事務局説明のとおりです。
この案件も〇〇さんが農業公社に売買した農地を〇〇さんが5年間賃貸していますが、期間満了により売買するものです。〇〇さんは家族4人で畑作三品を作付けされ、意欲的に営農されておりますのでよろしく願ひします。

議 長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号17号は適当と認めます。
内容番号18号。

総務担当

内容番号18号についてご説明致します。参考資料は12ページをご覧願ひします。本件も農業公社からの売渡案件です。所有権の移転をする者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社、所有権の移転を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇、面積は〇〇㎡、売買価格は議案記載のとおりで、所有権の移転時期は令和2年9月28日、代金の支払期限は令和2年11月25日、利用調整日は令和2年9月11日でございます。

以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんより願ひ致します。

8 番

内容番号18号につきましても只今事務局説明のとおりです。
この案件〇〇さんが農業公社に売買した農地を〇〇さんが5年間賃貸していますが、期間満了により売買するものです。〇〇さんは法人化し、小麦のほか、玉葱や人参を作付けされ、意欲的に営農されておりますのでよろしく願ひします。

議 長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号18号は適当と認めます。
内容番号19号。

総務担当

内容番号19号についてご説明致します。参考資料は13ページをご覧ください。本件は期間満了に伴う再貸付案件でございます。

利用権の設定をする者は〇〇の〇〇さん、利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡、賃貸借料は議案記載のとおりで、賃貸期間は令和2年9月28日から令和7年9月30日までの5年間、利用調整日は令和2年9月7日でございます。

以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

17 番

内容番号19号につきましては只今事務局説明のとおりです。

この案件は期間満了に伴う再貸付案件で双方の意向を確認したところ、同じ条件で更新するものです。〇〇さんは家族4人で小麦や甜菜のほか、金時を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願い致します。

議 長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号19号は適当と認めます。
内容番号20号。

総務担当

内容番号20号についてご説明致します。参考資料は14ページをご覧ください。本件は農業公社からの貸付案件でございます。

利用権の設定をする者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社、利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡、土地明細につきましては議案11ページをご覧ください。賃貸借料は議案記載のとおりで、賃貸期間は令和2年9月28日から令和7年7月25日までの5年間、利用調整日は令和2年9月9日でございます。

以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

8 番

内容番号20号につきましては只今事務局説明のとおりです。

この案件は本年7月総会において、〇〇さんと〇〇さんが農業公社に売買した農地を〇〇さんが農業公社貸付事業で5年間借りるものです。〇〇さんは家族4人で、畑作三品を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願い致します。

議 長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号20号は適当と認めます。

議案第21号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定について」は申請どおり適当と認めることに決定を致します。

議 長

日程第8、議案第22号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題と致します。

内容番号12号。

総務担当主査	<p>はじめに概要の説明を致します。今月の案件は4件で売買が2件、新規の賃貸借が2件でございます。</p> <p>内容番号12号についてご説明致します。参考資料は17ページをご覧ください。本件は国有地の売買案件でございます。譲渡人は北海道財務局北見出張所、譲受人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇、面積は〇〇㎡、申請理由は売買、売買価格は議案記載のとおりで権利の種別は所有権でございます。</p> <p>以上、本件は取得後の全ての農地を利用すること、機械・労働力・技術・地域との関係も問題がなく、農業委員会の定める下限面積も超えております。参考資料18ページの調査票にあるとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしており、問題ないと考えます。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願い致します。</p>
2 番	<p>内容番号12号につきましては只今事務局の説明のとおりです。</p> <p>この案件は〇〇さんの圃場内にある国有地を売買するものです。〇〇さんは家族3人で小麦や甜菜のほか、玉ねぎを作付けされ、意欲的に営農されております。なお、農地法第3条の許可要件であります法第3条第2項各号要件に該当しないことを9月9日、佃委員とわたくしで確認しておりますのでよろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>ご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、内容番号12号は適当と認めます。</p> <p>内容番号13号。</p>
総務担当主査	<p>内容番号13号についてご説明致します。参考資料は19ページをご覧ください。本件は町有地の売買案件でございます。譲渡人は美幌町長平野浩司、譲受人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇、面積は〇〇㎡、申請理由は売買、売買価格は議案記載のとおりで権利の種別は所有権でございます。</p> <p>以上、本件は取得後の全ての農地を利用すること、機械・労働力・技術・地域との関係も問題がなく、農業委員会の定める下限面積も超えております。参考資料20ページの調査票にあるとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしており、問題ないと考えます。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願い致します。</p>
3 番	<p>内容番号13号につきましては只今事務局の説明のとおりです。</p> <p>この案件は〇〇さんの圃場内にある町有地を売買するものです。〇〇さんは家族4人で畑作三品のほか、人参や花卉を作付けされ、意欲的に営農されております。なお、農地法第3条の許可要件であります法第3条第2項各号要件に該当しないことを9月10日、日並洋委員とわたくしで確認しておりますのでよろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>ご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、内容番号13号は適当と認めます。</p> <p>内容番号14号から15号は関連がございますので一括上程致します。</p>
総務担当主査	<p>内容番号14号から15号につきまして一括ご説明致します。参考資料は21ページをご覧ください。本件は新規の貸付案件でございます。借受人は〇〇の〇〇さん、申請理由は賃貸借、賃借期間は許可日から2年間、賃貸料は議案記載のとおりで、権利の種別は賃貸借権でございます。</p> <p>内容番号14号についてご説明致します。貸付人は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は</p>

〇〇番〇〇内他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡でございます。続いて内容番号15号についてご説明致します。貸付人は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇番〇〇内他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡でございます。

以上、本件は取得後の全ての農地を利用すること、機械・労働力・技術・地域との関係も問題がなく、農業委員会の定める下限面積も超えております。参考資料22ページと23ページの調査票にあるとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしており、問題ないと考えます。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願い致します。

5 番

内容番号14号と15号につきましては只今事務局の説明のとおりです。

この案件は〇〇さんと〇〇さんの所有する農地を〇〇さんに賃貸借することになったものです。〇〇さんは家族3人で小麦、甜菜を作付けされ、意欲的に営農されております。なお、農地法第3条の許可要件であります法第3条第2項各号要件に該当しないことを8月26日、中川委員とわたくしで確認しておりますのでよろしくお願い致します。

議 長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号14号から15号は適当と認めます。

議案第22号「農地法第3条の規定による許可申請について」は申請どおり適当と認めることに決定を致します。

議 長

日程第9、議案第23号「農地転用事業計画に係る変更承認申請について」を議題と致します。

総務担当主査

はじめに農地転用事業計画に係る変更承認申請についてご説明致します。農地転用許可申請の際、申請者は総会議案に掲載される土地の所在地、面積、建築物の名称や転用にかかる費用、工事期間など転用計画を記載し、必要な資料と一緒に農業委員会に提出致します。許可が出た後、何らかの事情により転用計画に変更が生じた場合はその旨を農業委員会に届け出し、総会において承認を受けなければなりません。それがこのあとご説明いたします2つの案件でございます。なお、この変更承認申請につきましては北海道農業会議への意見聴取は必要ないことを北海道農業会議に確認しております。

それでは内容番号1号についてご説明致します。参考資料は25ページをご覧ください。本件は議案の摘要欄に記載のとおり、本年3月25日に総会で審議し、5月26日に許可いたしました申請人であり〇〇さんの住宅新築に係る農地法第4条転用の案件でございます。変更申請理由ですが、議案の変更申請理由に記載のとおり、当初年内完成を予定していましたが、工務店の都合により、本格的な建築工事開始が10月下旬の予定となったため、工事期間を許可日から令和2年12月31日までだったものを変更後の工事期間は本件が承認された日から令和3年5月31日までとするものでございます。続きまして内容番号2号でございます。参考資料は26ページをご覧ください。本件は議案の摘要欄に記載のとおり、本年1月24日に総会で審議し、5月26日に許可いたしましたカラ松植林に係る農地法第5条転用案件でございます。変更申請理由ですが議案の変更申請理由に記載のとおり、昨年、当該転用箇所周辺で秋植えした箇所が天候により成長点で枯れ、再度植えなおすことになったため、当該転用箇所についても秋植えせず、来年春に植林するため、工事期間を許可日から令和2年11月30日までだったものを変更後の工事期間は本件が承認された日から令和3年6月10日までとするものでございます。事務局からの説明は以上でございます。

議 長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長	ご異議なしと認め、議案第 2 3 号「農地転用事業計画に係る変更承認申請について」は申請どおり適当と認めることに決定を致します。
議 長	日程第 1 0、議案第 2 4 号「現況証明願について」を議題と致します。 内容番号 9 号。
総務担当主査	内容番号 9 号についてご説明致します。参考資料は 2 8 ページと 2 9 ページをご覧願います。願出人及び所有者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡で土地明細につきましては議案 1 6 ページをご覧願います。願出理由は土地地目変更登記のためで、土地の利用状況につきましては確認委員さんよりお願い致します。
3 番	内容番号 9 号につきましては只今事務局説明のとおりです。 この土地は現在、樹木と雑草が生い茂っており、相当前から畑としては使われておらず、農地・採草放牧地以外であることを 9 月 1 1 日、日並洋委員、山岸委員とわたくしで確認しておりますのでよろしく申し上げます。
議 長	ご異議ございませんか。 (「異議なし」の声)
議 長	ご異議なしと認め、内容番号 9 号は適当と認めます。 内容番号 1 0 号。
総務担当主査	内容番号 1 0 号についてご説明致します。参考資料は 3 0 ページをご覧願います。願出人及び所有者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡、願出理由は土地地目変更登記のためで、土地の利用状況につきましては確認委員さんよりお願い致します。
1 番	内容番号 1 0 号につきましては只今事務局の説明のとおりです。 この土地は国道 2 4 3 号線と魚無川が交差している、区画整理がされた住宅街の中にあり、また、〇〇さんの住宅があるため、相当前から畑としては利用しておらず、農地・採草放牧地以外であることを 9 月 1 6 日、木村委員、安藤委員とわたしで確認しておりますのでよろしくお願い致します。
議 長	ご異議ございませんか。 (「異議なし」の声)
議 長	ご異議なしと認め、内容番号 1 0 号は適当と認めます。 議案第 2 4 号「現況証明願について」は申請どおり適当と認めることに決定を致します。
議 長	日程第 1 1、議案第 2 5 号「農業経営基盤強化促進法第 1 5 条第 4 項の規定による農用地の買入協議要請について」を議題と致します。 内容番号 5 号。
総務担当主査	内容番号 5 号についてご説明致します。参考資料は 3 2 ページをご覧願います。 申出者は〇〇の〇〇さん。申請地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡でございます。利用調整の経過につきましては申出日が令和 2 年 9 月 7 日、利用調整を行った時期が令和 2 年 9 月 7 日から令和 2 年 9 月 1 5 日、利用調整に当たった者は美幌町農業委員会

、美幌町、公益財団法人北海道農業公社北見支所でございます。事務局からの説明は以上でございます。

議 長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号5号は適当と認めます。
議案第25号「農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地の買入協議要請について」は適当と認めることに決定を致します。

議 長

以上で全議案の審議を終了致しました。
これをもちまして、第6回美幌町農業委員会総会を閉会致します。

(ブザー)

議 長

ご苦労様でした。

閉会 午後2時18分